第三次香南市子ども読書活動推進計画

～読書でひろがる夢・生き生き香南っ子～

令和３年７月

香南市教育委員会

はじめに

人の平均年齢が８０年を超えるようになり、人生５０年と言われていた私の少年の頃から比べると、平均で約１．５倍の時間を生きられるようになったとも言えます。還暦と言われる６０歳を過ぎてもなお学びに意欲的な人もたくさんいて、そういう人にとっては８０年でもまだまだ短いと感じられるかもしれません。長い短いという差はあっても、どの時代でも人々の学びの基礎となっているものの一つに読書があると思います。

本を開くと、そこにはさまざまな世界が開けており、その世界を仮想的に旅行したり体験したりできることも読書の楽しみの一つです。その場面に自分が吸い込まれていったり、登場人物と自分が重なったりして実際に自分が体験する以上の感動や高揚感を味わうこともあります。また、本には遠い過去からの積み上げられた歴史があることもあります。人生８０年になったとはいえ、それでも限られた時間です。先人の経験や知恵から実際の人生の長さ以上の学びや楽しみを得られることも読書の有意義さのひとつだと思います。

特に子ども時代に読書に親しむことは語彙や知識の豊富さにつながるだけでなく、そうしたことをもとにして多様なものの考え方やコミュニケーション力の発達にもつながっていくものと考えます。映画やアニメーションといったものにも良さがありますが、文字や絵、写真などから場面や展開を頭の中で広げ、想像力を一段とはたらかせることにつながる読書には脳の発達面でも良いことが多いのではないでしょうか。子どもの頃から本に触れ合い、読書に親しむことはその後の人生にもプラスの影響も大きく、人生をより豊かに生きることにつながるものと思います。

香南市ではこうしたことを考え、読書を推進する取組として、平成２１年４月に「香南市子ども読書活動推進計画」を、平成２７年３月に「第二次香南市子ども読書活動推進計画」を策定し取組を実施してまいりました。この度計画の期間終了に伴い、これまでの取り組みを検証し「第三次香南市子ども読書活動推進計画」を策定しました。新たな推進計画に基づき、市立図書館や学校等の図書館のいっそうの充実を行いながら、これまで以上に保育所・幼稚園、小中学校、家庭・地域が一体となって読書活動の推進に向けた取組を進めていきたいと考えます。関係の皆様には今後ともよろしくお願いいたします。

香南市教育長　入野　博

目次

第１章　第三次子ども読書活動推進計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・ 1
１．子どもの読書活動の意義
２．子どもの読書活動の現状
３．国の動向
４．県の動向

第２章　第二次子ども読書活動推進計画の成果と課題 ・・・・・・・・・・・・ 4
１．家庭・地域における読書活動の成果と課題
２．地域・市立図書館における読書活動の成果と課題
３．保育所・幼稚園における読書活動の成果と課題
４．学校における読書活動の成果と課題

第３章　第三次子ども読書活動推進計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・ 11
１．計画の趣旨
２．計画の目標
３．計画の期間

第４章　第三次子ども読書活動推進のための取り組み ・・・・・・・・・・・・ 13
１．家庭・地域
２．保育所・幼稚園
３．学校
４．図書館
５．子ども読書活動推進計画の実施体系

【資料編】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
資料１　「子どもの読書活動の推進に関する法律」
資料２　「文字・活字文化振興法」
資料３　「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）
資料４　「国民読書年に関する決議」

第１章　第三次子ども読書活動推進計画策定の背景

１．子どもの読書活動の意義

読み聞かせや自分で読書をすることにより、子どもは未知の世界を知り想像力や創造力を体得し、日常の直接体験では得られない発見や出会いに触れることができます。その体験によって視野が広がり、言葉や心理を理解し、豊かな感情や感性が育まれていきます。また、読書は自己実現を図っていくことの手助けもしてくれます。子どもが多くの情報や知識を習得し、様々な人々の生き方に触れることで、将来への夢や希望に心をときめかせるなどの喜びを感じとることができます。

さらには、子ども自身が正しい判断力を持ち生命の大切さを感じ取り、思いやりの心と生きる喜びを見いだす「読書活動」には、子どもの成長に欠くことのできない重要な働きがあるといわれています。この健全な成長を支えるためにも、子どもの読書活動を社会全体で積極的に推進していく必要があります。

２．子どもの読書活動の現状

(社)全国学校図書館協議会と毎日新聞社が実施した「第６５回学校読書調査」(平成３１年度調査)では、２０１９年５月１か月間の平均読書冊数は、小学生は１１．３冊、中学生は４．７冊、高校生は１．４冊になっています。第６０回調査に比べ、小学生・高校生はやや減少、中学生は微増という結果となっています。

また、不読者の割合は、小学生は６．８％、中学生は１２．５％、高校生は５５．３％となっています。第６０回調査と比べ、小学生と高校生は大幅に増え、中学生は減少となりました。今後は、これらの調査結果も参考としながら、子どもの発達段階に応じた読書指導に一層力を入れる必要があります。

香南市においては、子どもの読書離れを食い止め、読書への関心を高めるとともに、読書の質を深める取り組みが必要であると考えます。引き続き、子どもたちを取り巻く家庭や学校、図書館など、地域社会全体での連携した取り組みが大切だといえます。

３．国の動向

国は、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動について国を挙げて支援するため、平成１２年を「子ども読書年」と定めました。次いで平成１３年１２月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」(資料編参照)が施行され、その中で子ども読書活動の推進に関しての基本的な理念と行動内容を定め、国と地方自治体の責務を明らかにしています。

さらに、平成１４年８月に同法に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、あらゆる機会とあらゆる場所において読書活動を行うこと

ができるよう、総合的に読書環境の整備を推進することを求めています。さらに平成２０年３月には、この計画の取り組みと成果を踏まえ、新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、国、地方公共団体、関係機関の連携を強調するとともに主要施策の数値目標を定め、子どもの読書活動推進に関する施策の一層の充実を図っていく、としています。

この間、平成１７年には、文字・活字文化の振興を総合的に推進するための国や自治体の基本的責務を定めた「文字・活字文化振興法」を制定し、５周年にあたる平成２２年を「国民読書年」と定め、政官民協力の下で国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されています。

また、平成２１年６月に公布された著作権法の一部を改正する法律が、一部を除いて平成２２年１月から施行され、視覚著作物をそのままの形で利用することが困難な人のために、求める著作物に対して録音、拡大、映像化などの加工を施すことが可能になりました。

教育に関しては、平成１８年１２月に教育基本法が改正され、これを受けて学校教育法、図書館法が改正されました。また、改訂された「学習指導要領」では、言語に関する能力の育成を図るために学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切であると述べられています。

４．県の動向

高知県は「第三次高知県子ども読書活動推進計画」の基本的な考え方として、基本目標と具体的な取組方針を次のように定めています。

【基本目標】

「高知県で育つすべての子どもに読書習慣を定着させ、読書の質を高めることで豊かな心と感性を醸成し考える力や表現力を身に付けるとともに、人との絆を育む」という考え方を継承しつつ、読書を取り巻く社会情勢の変化や今後重視すべき視点を踏まえて、次の３点を基本目標として取り組みます。

〇自主的に読書活動に取り組む子どもを育てる
〇情報を読み取り活用する子どもを育てる
〇あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境を作る

【具体的な取組方針】

１.発達段階に応じた読書活動の推進
２.地域や人とのつながりを深める読書活動の推進
３.学校教育における読書活動の推進
４.オーテピア高知図書館による読書環境の充実・強化
５.子どもの読書活動を推進する人材の育成

また、乳幼児から継続して読書活動（読み聞かせ）が行われるよう、子ども読み聞かせ運動（読育運動）の実施や、特別な支援が必要な子どものための取り組みとして、障がいの特性に応じた図書の整備、補助具や視聴覚機器、パソコン、デイジー図書等、学校図書館における図書環境の整備・充実にも取り組みます。

第２章　第二次子ども読書活動推進計画の成果と課題

１．家庭・地域における読書活動の成果と課題

保育所・幼稚園、学校、子育て支援センターや保護者と連携しながら、子どもの発達段階に応じて行われる教育講座や講習会など、あらゆる機会を通じて読書の楽しさや大切さを伝える読み聞かせや親子でふれあう読書時間を持つように読書の重要性について啓発しました。

また、小学生や中学生がいる家庭には、学校参観日やＰＴＡ活動を通して保護者が本と親しむ機会を作るとともに、家庭で子どもが自発的に本に手を伸ばす環境づくりに向けて働きかけを行い、読み聞かせや読書の重要性について啓発を行いました。

具体的な取り組みとしては、「ブックスタート事業」において、平成２７年度：２３１人、２８年度：２１３人、２９年度：２２４人、３０年度：１７６人、令和元年度：２２５人に絵本等の配布を行いました。

また、新たな施策として、香南市の行う４か月健診を受診した乳児を対象に「香南市図書館利用限定カード」の発行を始めました。４か月健診の案内の際に申込書を同封し、利用限定カードの発行へとつなげ、ブックスタート事業と合わせ図書館利用の推進と、親子での読み聞かせへの促進を図り、あらゆる機会を通して読書の楽しさや大切さを伝える取り組みをしてきました。

【課題】

・家庭での読書推進活動については、概ね達成できていますが、今後とも取り組みを継続していく必要があります。
・地域で行われている「子育てサークル」や「放課後児童クラブ」においては、積極的に読み聞かせなどを行うような働きかけが必要です。

２．地域・市立図書館における読書活動の成果と課題

市立図書館では、子どもが地域で本と出会い読書を楽しむことができる場所であるよう、図書館資料の充実や将来、図書館司書や地域の読書ボランティアとして活躍するなど、次世代の読書リーダー養成として「子ども司書養成事業」に取り組んできました。参加者数は、平成２９年度１１人、平成３０年度９人、平成３１年度５人となっています。

また、読書履歴通帳機の導入・サービス開始や、近年の英語教育の強化に対応し

た書籍・児童書の補完により、子どもたちが図書館や読書に興味を引く工夫も行うことで、１２歳までの児童・生徒の利用率が急増する結果となっています。

さらに、公共施設のみならず、家庭での読書や読み聞かせを推進するため、読書ボランティア養成のための講座の継続実施を行うなど、読書ボランティアの資質向上を目指し支援してきました。

第二次計画における具体的な取り組みにおける各施設の評価は、図１のようになっています。

【評価基準】

Ａランク・・・達成・実施できた	（評価点１００）
Ｂランク・・・概ね達成・実施できた	（評価点　８０）
Ｃランク・・・実施したが不十分である	（評価点　４０）

【総合評価】

項目別の各ランクを評価点に換算し評価点の平均値をランクにしたものである。具体的な取り組み５については、野市図書館を中心に各施設に働きかけを行うため、香我美図書館・夜須図書室は評価から除外している。

【図１】

区分	具体的な取り組み	総合評価			３施設 総合評価
		野市 図書館	香我美 図書館	夜須 図書室	
地域・市立図書館における読書活動の推進	１．子どもたちのその心に響く本に出会えるような児童図書の充実に努めます。	A	A	B	B
	２．子どもと保護者が安心して利用しやすい環境整備に努めます。	A	A	A	B
	３．乳児健診時に、ブックスタート事業を行い、図書館利用案内の配布とあわせて香南市図書館限定利用カードの申し込み促進を図ります。	A	A	A	A
	４．特別な支援の必要な子どもたちが、読書を楽しめる環境づくりに努めます。	A	B	B	B
	５．保育所・幼稚園・学校、放課後児童クラブなどと連携を密にし、図書の貸し出し増につなげます。	B			B
	６．地域で行われてる「子育てサークル」や「放課後児童クラブ」などで読み聞かせなどを行うように働きかけます。	B	B	B	B
	７．インターネットを利用しての蔵書検索で、自分の読みたい本を自由に選べるように情報を提供します。	A	A	A	A
	８．市広報やホームページなどで図書館のＰＲや催しを紹介し、図書館に関する情報を提供します。	A	B	B	B
	９．「子ども読書の日」や「子供読書週間」など、いろいろな機会をとらえ、子どもと保護者に読書の喜びを知ってもらえるような催しを実施します。	A	B	B	B
	１０．図書館を子どもたちに親しんでもらうため、館内見学を積極的に受け入れます。	A	B	B	B
	１１．図書館の仕事を理解し興味を持ってもらうため、中学生の職場体験学習を積極的に受け入れます。	A	A	A	A
	１２．絵本の読み聞かせなどのできるボランティアなど、人材確保に努めます。	B	B	B	B
	１３．県立図書館などと連携しながら、職員の資質向上や図書館活動の展開に努めます。	B	B	B	B

【課題】

・第二次計画策定時と比較すると各項目ともに改善傾向にありますが、今後とも関係機関と連携を図りながら取り組みを継続していく必要があります。

・「特別な支援の必要な子どもたちが、読書を楽しめる環境づくり」においては、尚一層、学校・地域・その他関係機関と連携を図りながら、子ども一人ひとりの障がいの特性に応じた適切な支援の方法を考えるとともに、障がいの状態に配慮した読書環境の整備が必要です。

・「地域で行われている子育てサークルや放課後児童クラブなどで読み聞かせなどを行うように働きかけ」においては、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせなど、今後もさらなる取り組み強化が必要とされています。

３．保育所・幼稚園における読書活動の成果と課題

絵本コーナーの設置や蔵書の充実を図り、各園での環境整備に取り組みました。

また、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせなどを通じて、子どもたちが本に親しみを覚え、楽しさを感じることができました。

次に、親子読書を始めるきっかけづくりとして、保護者の研修、クラス懇談会、参観日などの機会に読み聞かせをし、親子読書の重要性を伝えました。また、保護者にも実際に絵本に触れてもらい、幼児期からの本との出会いの大切さや絵本を読む楽しさを伝えるために、保護者に働きかけを行い、合わせて 家庭への絵本の貸し出しも行いました。

第二次計画における具体的な取り組みにおける保育所・幼稚園の評価は、図２のようになっています。

【図２】

区分	具体的な取り組み	評価	関連事業	関連事業開始年	備考
保育所・幼稚園における読書活動の推進	１．絵本コーナーの設置や蔵書の充実など、各園での環境整備に努めます。	A			
	２．子どもたちが本に親しみを覚え、楽しさを感じることができるよう読み聞かせなどを進めます。	A			
	３．幼児期からの本との出会いの大切さや絵本を読む楽しさを伝えるために、保護者に働きかけをします。	B	参観日に親子読書の啓発・絵本便りの配布		お便りなどで啓発を行う
	４．保護者や地域のボランティアによる読み聞かせなど、子どもの読書に関わる活動を支援します。	B	地域読書ボランティア団体・保護者・民生委員による読み聞かせ		
	５．「就学前読書活動事業」による専門機関の読書イベントにより、豊かな読書体験を進めます。	B	就学前読書活動事業		
	６．保護者の研修、クラス懇談会、参観日などの機会に読み聞かせをし、保護者にも実際に絵本に触れてもらい、絵本の楽しさ、親子読書の重要性を伝え、親子読書を始めるきっかけづくりに努めます。	B	外部講師による講話と絵本を使ってのふれあい遊び		
	７．保護者のための読み聞かせ講座などを開催し、保護者等にボランティアとして園などで活動してもらうよう働きかけをします。	B	親子ふれあいタイム等		
	８．家庭への絵本の貸し出しをします。	A			毎週木曜日に貸出

【課題】

・図２では、各項目ともに達成または概ね達成できていますが、今後とも関係機関と連携を図りながら取り組みを継続していく必要があります。

・具体的な取り組み項目７の「保護者のための読み聞かせ講座などを開催し、保護者等にボランティアとして園などで活動してもらうよう働きかけ」においては、今後も引き続き、家庭・地域・その他関係機関と連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

４．学校における読書活動の成果と課題

すべての小学校・中学校において「朝の読書」の取り組みや家庭読書の啓発を積極的に行いました。

また、読書ボランティアやゲストティーチャーによる読み聞かせなどを行い、各学校に応じた読書活動を進めてきました。

学校図書館においては、学校図書館支援員を配置し教職員、関係団体との連携を図りながら、読書活動を通してコミュニケ―ション能力、自尊感情、規範意識の向上を図る取り組みをしてきました。学校図書館支援員の配置数は、令和３年度は６人となっています。

また、現代社会において子どもたちの様々な心の問題が増えてきている中で、学校図書館は、「学校の心のオアシス」として子どもがリラックスでき、豊かな生き方を模索する場所としての観点から、平成２５年度に夜須小学校の改修を行いました。

第二次計画における具体的な取り組みにおける小学校・中学校の評価は、図３のようになっています。

【図３】

区分	具体的な取り組み	評価	関連事業	関連事業開始年	備考
学校における読書活動の推進	１．読書の楽しさを体得できる授業の創造に努めます。	B			国語科における並行読書及び各教科等の調べ学習による読書活動の充実
	２．おすすめの本の紹介や読書への広報活動を活発にします。	A			学校図書館便りでの本の紹介及び学校図書館でのお薦め本・推薦図書の展示
	３．「朝の読書」など読書が生活の一部として位置づけられる時間を設定します。	A	朝の読書		
	４．家庭読書への呼びかけを積極的に行います。	B	親子読書（１・２年生）		
	５．読書週間（１０月２７日～１１月９日）に、各校で読書に関する活動を行います。	B			
	６．読書ボランティアやゲストティーチャーによる読み聞かせを行うなど、各学校に応じた読書活動を推進します。	A	読書ボランティア・中学生による読み聞かせ		
	７．図書資料を計画的、継続的に充実していきます。	A			
	８．図書の選定は、保護者や子どもたちの希望も受け入れられるような方法を検討します。	A	選書会		
	９．図書資料を主体的に学習に利用できるように、各授業の中で指導します。	B	国語辞書の早引き大会		
	１０．子どもがリラックスできる環境づくりに努めます。	A			
	１１．香南市立学校間及び市立図書館との連携による、資料の有効活用法を検討します。	B			
	１２．司書教諭の資質向上のために研究を深めるとともに、校内での情報共有に努めます。	B			
	１３．市の雇用による学校図書館司書の活用により、司書教諭未配置校への人的配慮に努めます。	B			
	１４．特別な支援の必要がある子どもが、豊かな読書活動を体験できるように、支援の状態に応じた選書や環境づくりに努めます。	B			

【課題】

・学校の取組は、達成又は概ね達成できていますが、ネット社会に移行する現在、尚一層、学校の教育活動全体を通して児童生徒が読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるよう、各小中学校の学校経営計画や教育振興計画に読書活動を位置付け取り組むことが必要です。

・教職員だけでなく読書ボランティア等、地域の人のつながりを生かしながら、児童生徒の家庭における読書を推進することが必要です。

第３章　第三次子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

１．計画の趣旨

この「推進計画」は、次に示すような子どもの発達段階に応じた理想的な読書環境をつくり、その段階ごとにふさわしい本との出会いを働きかけて、読書の持つ大きな力で子どもの成長を支えていくことを目的としています。

香南市では、第二次計画に引き続き、子どもたち一人一人の読書活動が高まっていくよう、また、読書を子どもの成長過程における心の栄養とするように、子どもの読書活動の環境を総合的に整えていきます。

（乳児期）

乳児期は心身の成長のうえで基礎となる大切な時期です。赤ちゃんの頃から、親をはじめとするまわりの大人たちが愛情たっぷりの語りかけをすることで、情緒が安定し豊かな感性が育まれます。この時期に親子で一緒に絵本をみることは子どもにとってことばの獲得だけではなく、スキンシップを通して親子の絆を深める重要な役割を果たします。このような絵本を見る楽しい時間を、家庭でも早い時期から習慣として持つことが必要です。

（幼児期）

この頃になると幼稚園や保育所に通う子どもも多く、集団生活を経験することで

自分の世界が広がっていき、友だちもできてことばも豊かになり、少しずつ日常会話ができるようになります。また、絵本の簡単なストーリーがわかるようになり、日常生活のなかで絵本の中の出来事をまねたり、話したりと、十分に絵本の世界を楽しむことができます。このような関りの中で自分のお気に入りの絵本が生まれ、それを何度も読んでもらいたがります。子どもの欲求に応え読書意欲を満たすためにも、周りの大人が深く関わっていくことが必要です。この時期に出会った絵本の記憶は、読んでもらった思い出とともに心の糧となり、成長していく過程で子どもを励まし、希望を与え続けるものとなります。

（小学生）

文字を習い自分でも本が読めるようになりますが、文字を拾い読みするのが精一杯で、物語の内容を理解してストーリーを楽しむ余裕はないようです。読んでもらえば長いおはなしも理解できるので、低学年のうちは引き続き読んであげることが必要です。

本の楽しみを味わった子どもは、中学生以上になると読みごたえのある物語や古典的名作、科学や歴史の本なども読むことができるようになってきます。ただし、それらの本は普段は手に取らないことが多いので、学校や図書館などで上手に紹介してあげる必要があり、そのためにブックトークはとても効果的な方法です。また、家庭でも読書を楽しむ習慣をつくることが大切です。

（中学生から高校生）

子どもから大人への過渡期に当たります。思春期を迎えるこの時期は身体的にも心理的にも不安定で、さまざまな悩みを抱える時期です。個人の好みが読書にも表れるので、本をよく読む子どもと読まない子どもにわかれます。しかし、悩みや問題と向き合ったときに読書を通して答えを得ることもあり、そのためにも、自由に幅広く読書ができるように読書環境を整えておくことが重要です。一方、高度な知識を習得したいという欲求やいろいろな事柄への関心も強くなるので、家庭や社会はこの年代の子どもたちに十分な情報提供ができるように対応していかなければなりません。また、子どもたちはこの時期に、図書館の有効な活用方法を学んでおくことも必要です。

２．計画の目標

(1) 家庭・地域・学校・図書館での子どもの読書活動の推進

家庭・地域・学校それぞれが担うべき役割を明確にし、それに応じた取り組みが主体的にできるよう努めていきます。また、相互に連携・協力した取り組みができるよう、ネットワークを構築していきます。

(2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

子どもの読書習慣を培い、知識･想像力を豊かにするために、資料の充実と施設等の整備を図ります。また、読書活動の専門的職員の資質向上や読書ボランティアの育成等に取り組み、その活動を支援していきます。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書の意義や重要性について、市民への理解と関心を深めていく必要があります。講演会・研修会・イベント等の読書活動関連の事業を行い、広く啓発活動を進めます。また、あらゆる機会に子どもの読書に関する様々な情報を提供し、社会的理解を求めていきます。

３．計画の期間

令和３年度から令和７年度までのおおむね５年間とします。

第４章 第三次子ども読書活動推進のための取り組み

１．家庭・地域

生活の基本の場である家庭は、子どもが読書習慣を身に付けるいちばん身近な場所です。保護者が子どもの成長に合わせて「語りかけ」や「読み聞かせ」をすることは、子どもにとって楽しい経験であり、読書活動の基礎ともなります。読書を習慣付けるためには周囲の大人が読書に親しみ、本に親しむ環境をつくり、「読書の楽しさ」を体験させ、読書の素晴らしさを教えることが必要です。また、子どもの個性をよく知っている保護者が、その時々の興味や悩みに答えたり関心を膨らませたりできる本を示すことにより、成長過程での読書意欲の向上につながります。

地域にある身近な施設の図書コーナーは、子どもたちが学校外で本と出会う場所であり、自由な読書活動の場となっています。これらの施設では地域性や運営の特色を活かした図書サービスを行っており、本の魅力を最大限に紹介しています。今後も、子どもたちが遊びや楽しみの中で、自然に本と親しめる読書環境を整えていきます。

(1)家庭での子どもの読書活動の推進

①「おはなし会」等の充実と参加の呼びかけ

図書館や校区公民館では、子どもの読書活動に関するさまざまな行事を開催しています。今後も、テーマに沿った本や絵本・紙芝居を使った「おはなし会」や読み聞かせなど、親子で参加してふれあえる魅力的な行事をより多く提供するとともに、読書ボランティアや活動グループを支援して開催の機会や内容の充実を図ります。

また、これらの行事を周知するために、チラシや広報誌、公民館だより等による開催のＰＲに努めます。

②ブックスタート事業の推進

４か月児健診時に絵本の紹介をしながら、お気に入りの絵本等(ブックスタートパック)を手渡すことで早い時期に本とふれあうきっかけをつくる大切さを説明しています。

また、４か月健診の案内文書とともに「香南市図書館利用限定カード」の申し込みも同時に行い、発達段階でさまざまな本と出会えるように図書館の案内や、読み聞かせ、おはなし会の案内も合わせて行っていきます。

普段から子どもと絵本を介したコミュニケーションをとっている母親は育児ストレスが低く、安心感を持って育児ができ、読み聞かせを行う父親は育児にも積極的に関わっていけます。子どもの健やかな成長と保護者の育児を支援するために、引き続き、事業の継続と充実を図っていきます。

(2)子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

①選定絵本・図書リストの活用

乳幼児健診等の機会に「おすすめの絵本リスト」を配付して保護者に図書情報を提供しており、家庭での読書活動を推進しています。今後も、乳幼児から就学前までの発達段階に見合った絵本を選定して、リストアップした冊子の活用をすすめていきます。

また、図書館や学校図書館では子ども向けに図書リストを作成して本の紹介を行い、子どもの成長や状況に応じた図書情報を提供していきます。

②学童保育所における読書活動の充実

施設の状況に応じて、おはなし会や読み聞かせを行ったり図書コーナーを設置したりして、遊びの中で本とふれあい、読書に親しむ環境をつくっています。今後も、図書館や読書ボランティア等の協力を得ながら、楽しい読書行事を開催していきます。また、図書館の団体貸出等を利用して、図書コーナーの充実を図っていきます。

(3)子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①「読書活動関連の講座」の開催

読書に関する様々な情報提供を行って子どもの読書活動への関心を高めていき、その重要性についての理解を促します。そのために、子育てを支援する関連施設や関係機関において、子どもたちを取り巻く大人や保護者を対象にした講座や教室、講演会を開催していきます。

②子ども読書の日・読書週間の取り組み

４月２３日は「子ども読書の日」として制定（「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月施行）されました。法律の趣旨に沿った様々な行事を開催して、子どもの読書活動推進のための積極的な取り組みを行います。また、こどもの読書週間と秋の読書週間は本とのふれあいを再認識する絶好の機会であり、引き続き、啓発広報を行っていきます。

③「家読（うちどく）」への取り組み

子どもが読書習慣を身に付けるためには、家庭での読書環境を整えることが大切です。いつも身近な場所に本があり、子どもの周りにいる大人が普段から本に親しむ姿を示すことは、子どもが読書に興味を持つきっかけとなります。また、家庭での読書を習慣付けることは、テレビやインターネットなど、さまざまな情報メディアとの過度な関わりを軽減し、生活習慣を整えることにもつながります。

２．保育所・幼稚園

幼稚園・保育所は子どもたちが早い時期から本と出会うところになるので、子どもたちの身近に本とふれあう環境を整備し、絵本などに親しむ機会を提供することが必要です。子どもたちが先生や友だちと一緒に絵本を楽しむことで、本に対する興味や関心が持てるようになり、より豊かな感性が育ち、人への愛情や信頼感が育まれていきます。そのために、幼稚園・保育所では年齢に応じた絵本を選んで読み聞かせを行い、本に親しめるきっかけづくりをしています。

そして、これらの読書活動は子どもたちの心を育てていく大切なものとなるため、保護者にも積極的に働きかけていきます。

また、地域子育て拠点事業として設置されている「総合子育て支援センター（にこなん）」でも、地域読書ボランティア団体の支援などによる未就園児の親子を対象にした絵本の読み聞かせなどを今後も継続的に行い、本と出会う機会を提供して子育てを支援していきます。

(1)地域での子どもの読書活動の推進

①絵本や物語に親しむ取り組み

幼稚園・保育所では、教諭や保育士による絵本の読み聞かせや紙芝居を活動時間の中に積極的に取り入れ、絵や言葉の中に喜びや楽しさを見つけるための読書活動を行っています。そのなかで保護者や読書ボランティアによる「おはなし会」を実施しているところもあり、今後は全体的な取り組みとしていきます。

これらの活動を充実するとともに、教諭や保育士が読書指導や図書の利用指導を学ぶために、研修会や講習会への積極的な参加をすすめていきます。また、子どもたちが普段とは違った絵本や物語と身近に出会えるように、市立図書館・図書室の利用も充実していきます。

②地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援事業として設置されている「総合子育て支援センター（にこなん）」と東野校区公民館の「つどいの広場」では、未就園児とその保護者が絵本を介したコミュニケーションを図れるように、職員や読書ボランティアによる絵本の読み聞かせなどを行っています。

(2)子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

①図書スペースの確保と図書の充実

子どもたちがいつでも好きな絵本にふれられるようなスペースに「図書コーナー」を設置して、自発的な読書習慣や継続的な読書活動を育てていきます。また、子どもが手に取るような魅力ある図書を揃えて、内容の充実を図っていきます。そのために、図書館との連携を持ちながら団体貸出の利用をすすめていきます。

(3)子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①保護者への働きかけ

各幼稚園や保育所、図書館との連携を深め、読書活動の情報交換を行っていきます。そして、保護者に乳幼児期からの読書（読み聞かせ）の大切さを伝え、成長に応じた絵本の選び方や選定図書リスト等の紹介をしていきます。また、家庭でも本と親しむ機会がもたれるように、図書コーナーから絵本の貸し出しを行い、親子読書への働きかけを行っていきます。

３．学 校

市内の小中学校、高等学校では、子どもの成長に応じた読書活動の充実を図っていきます。また、教職員連携のもと、読書の楽しさを味わえるような指導の工夫や取り組みを一層充実させます。さらに、子ども一人一人が生涯にわたって読書に親

しみ、読書を通じて生活を豊かにすることができるようにサポートし、子どもたちが自分の考えを広げたり深めたりする能力が育つ環境を作ります。

(1)学校での子どもの読書活動の推進

①学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取り組み

「朝の１０分間読書」や一斉読書時間の設定等により、自由で主体的な読書環境を作っています。さらに読書ボランティアやゲストティーチャーによる「読み聞かせ」や子どもからの書籍の紹介を行うなど、各学校の状況や目標に応じた読書活動を推進します。

また、新しい「小・中学校学習指導要領」に基づき、児童・生徒の言語力を育むための読書への取り組みを行います。

②学校図書館の運営

学校図書館の運営は、学校司書・司書教諭等を中心に全教職員連携のもとに行います。また、図書の貸出・返却をはじめとする図書館運営には図書委員会(児童生徒)のかかわりが非常に大きく、それぞれの役割を明確にして、学校における読書活動の充実を図っていきます。

③学校と市教育委員会との連携

学校と市教育委員会（学校教育課・図書館）が連携を密にして、読書活動の推進に当たっていかなければなりません。各学校との情報交換や読書活動実践例の紹介、優良事例の検討実施など、より一層、学校読書活動を推進していきます。

(2)子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

①ICT機器の情報通信ネットワークシステムの利用

市立図書館には、蔵書検索システムがあることからインターネットから蔵書情報を得ることができます。児童・生徒がICT機器を活用し、自由に本を検索できるように整備充実をさらに図っていきます。

②学校図書館の図書資料の充実

子どもたちが興味や関心を持つ図書や、各教科の学習を進める上で必要な図書の配備をすすめていきます。学習・情報センターとしての機能を果たすために予算措置を行い、図書資料の計画的な入れ替えで蔵書の充実を図り、児童生徒の多様なニーズに応えられる、魅力ある学校図書館の整備を目指します。

③学校図書館の環境整備

子どもたちの発達段階に応じた、利用しやすい室内空間が必要です。図書の配架・レイアウト・紹介方法等に工夫を凝らし、快適な読書環境作りに努めます。また、自由な環境でくつろぎながら読書を楽しんだり、研究・学習の場として活用したり、集中して読書ができるなど、各学校の特色を活かした環境整備に努めます。

④ボランティア団体との連携・協力

学校では地域読書ボランティアやゲストティーチャーによる、読み聞かせやレクチャーを実施しています。これらの活動は、児童生徒の読書意欲の高まりとともに内容が充実してきており、地域の社会人やボランティア、保護者との交流も深まっています。それによって児童生徒の読書に親しむ習慣の育成や、読書活動への実践が図られています。今後も継続して連携・協力の充実を図っていきます。

⑤学校司書・司書教諭の配置

学校図書館を有効的に機能させるためには、学校司書や司書教諭、学校図書館担当教諭の果たす役割がますます重要になってきています。引き続き、これらの専任スタッフを適切に配置して、学習活動への支援や図書館の運営に取り組んでいきます。また、子どもの学習活動や読書活動を推進していくために、情報交換や校内研修などを充実していきます。

(3)子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①読書関連行事等の実施

「読書週間」や「読書まつり」に合わせて特別行事等を企画し、読書への意欲や関心を高め、本に親しむ習慣を育てていきます。４月２３日「子ども読書の日」には、その意義を十分に理解して、行事等の取り組みをすすめていきます。

②ＰＴＡとの連携、保護者への働きかけ

家庭での読書を推進するため、ＰＴＡと連携し「家読」を推進するとともに、保護者への働きかけも行っていきます。

４．図 書 館

図書館は本に関する様々なネットワークの中心となる施設であり、読書活動と図書資料の活用に関する知識と経験を持っています。また、子どもの読書活動の推進拠点としてや、活動のコーディネーターとしての専門的な役割も担っています。子どもたちがたくさんの良い本と出会えるような環境整備を総合的に行いながら、読

書意欲を向上させる活動を積極的に推進していきます。

(1)図書館での子どもの読書活動の推進

①団体貸出

幼稚園・保育所・小中学校・児童施設・公民館等の６０余りの団体に対して、対象者や利用者の希望に沿った図書をまとめて貸し出しています。子どもたちが身近な場所で図書と出会えるように、新規の貸出要望にも応えていき、さらに利用の充実に努めていきます。

②「子ども司書養成講座」の開催

子どもの読書活動の推進役として、本好きで読書活動に意欲のある小中学生が「子ども司書」となって、まわりの友達や家族に読書の楽しさや大切さを伝え、将来、図書館司書や地域の読書ボランティアとして活躍するなど、次世代のリーダーを目指すことを今後も推進していきます。

③学校への支援・協力

ア．レファレンスの支援を充実していきます。

授業内容に沿った資料の要望を受け、選書した関係図書を学校や学級へ貸し出しています。また、テーマ別の「調べ学習」には事前に資料を調査・確保して、児童生徒の図書館での個人利用に対応しています。引き続き、資料を充実させ、「調べ学習」を支援していきます。

イ．読書指導や読書教育に関する研修会を行っていきます。

読書活動に対する指導や図書活用などの資質向上のために、研修会や情報交換の機会を拡充するなど、より一層の充実を図っていきます。

(2)子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

①子ども図書コーナーの充実

子ども向けの魅力ある蔵書構成を図るため、図書の充実とレイアウトの見直しを行います。赤ちゃん絵本コーナーでは選定本を紹介するとともに、子どもと一緒に利用できる館内環境を確保していきます。発達段階に応じて選書している児童コーナーや、ヤングアダルトコーナーでは、子どもたちの読書のニーズに応じた図書の充実を図っていきます。また、英語教育の若年齢化や市内に居住する外国人の子どものために、英語を中心とした外国語図書資料の収集も継続してすすめていきます。

②インターネットコーナー

パソコンやスマートフォンが身近にある生活環境となり、インターネットによる情報収集が不可欠な社会になっています。そのため、資料収集や研究調査を行う子どもたちに、コーナーの利用を開放しています。引き続き、アクセスサイトへの規制に配慮しながら、青少年が気軽に利用できるように館内レイアウト見直しも含め一層の整備充実を図っていきます。

③読書に障がいのある子どもへのサービス

読書に障がいのある乳幼児の読書活動を支援するために、音の出る絵本や大型活字本の充実を図ります。また、「さわる絵本」や「布の絵本」 も利用することができるよう、定期的なイベントや配備の充実を図っていきます。

読書に障がいのある人のために「マルチメディアデイジー」など、新しい形態の資料を購入して、今後も引き続き、読書に障がいのある子どもたちも楽しめる本や資料の収集に努めていきます。

④読書活動ボランティアの活動支援

地域読書ボランティアの活動は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。引き続き、関係機関や団体、個人、施設との連携を図りながら要望等を把握して、読書活動の場や機会を提供していきます。また、これらの活動には幅広い知識や技能・技術が必要となるため、研修会や講習会を開催して資質向上を図るとともに、新しい人材の発掘や育成にも努めます。

⑤家庭文庫・地域文庫等の活動支援

子どもの読書活動を推進する上で、子どもの身近な場所に本がある環境を作ることが大切です。地域の公民館や関連施設を開放して、本の貸し出しやおはなし会などを行う文庫の開設と活動を支援し、連携に努めます。

(3)子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①図書館行事の開催

毎週土曜日に行うおはなし会、お正月やクリスマスなどの時節に合わせたイベント、ボランティア団体によるおはなし会等では、子どもたちに楽しく本と出会える機会を提供しています。継続して図書館に親しみ、図書館の利用を促すために、おはなし会や子ども向け企画などの楽しい行事をより充実していきます。さらに、毎年１０月最終日曜日には「のいち図書館まつり」と題し、子どもが保護者と一緒に参加できるイベントを企画、学習と体験の場として読書活動への理解を深めていき

ます。

②啓発・広報活動

幼い頃から本と親しむことが子どもの生きる力を育むことを伝え、家庭での読書環境を整えるために「家読」を推進し、広報やホームページ・ＳＮＳを最大限に活用、子ども向けの読書行事やイベントの周知や案内を発信していきます。子どもや保護者が読書活動に興味や関心を示すことで、読書環境の一層の充実が図られるため、団体や関係機関等で取り組まれている活動状況を把握して、地域や家庭に向けて今後も引き続き、積極的な情報提供を行っていきます。また、読書関係ボランティア団体の活動状況等も広く紹介していきます。

５．子ども読書活動推進計画の実施体系

実施区分	施策		担当・所管課
１．家庭・地域	おはなし会等、読み聞かせの充実と参加の呼びかけ	継続	生涯学習課
	ブックスタート事業の推進・図書館利用限定カードの利用促進	継続	健康対策課
	選定絵本・図書リストの活用	継続	こども課・学校教育課
	学童保育所における読書活動の充実	継続	こども課・学校教育課
	読書活動関連講座の開催	拡充	生涯学習課
	子ども読書の日・読書週間の取り組み	拡充	生涯学習課
	「家読」への取り組み	拡充	こども課・学校教育課・生涯学習課
２．保育所・幼稚園	絵本や物語に親しむ取り組み	拡充	こども課
	幼稚園や保育所（園）における未就学児への取り組み	継続	こども課
	地域子育て支援拠点事業	拡充	福祉事務所
	図書スペースの確保と図書の充実	継続	こども課
	保護者への働きかけ	継続	こども課
	ボランティア団体との連携・協力	継続	こども課
３．学校	学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取り組み	継続	学校教育課
	学校図書館の運営	継続	学校教育課
	学校図書館支援員の配置	継続	学校教育課
	学校図書館の図書資料の充実	継続	学校教育課
	ボランティア団体との連携・協力	継続	学校教育課
	司書教諭の配置	継続	学校教育課
	ＰＴＡとの連携、保護者への働きかけ	継続	学校教育課
４．図書館	団体貸出	継続	生涯学習課
	子ども司書養成講座の開催	拡充	生涯学習課
	読書に障がいのある子どもへのサービス	拡充	生涯学習課
	読書ボランティア養成講座の開催	拡充	生涯学習課
	図書館行事の開催	継続	生涯学習課

資料編

【資料 1】

子どもの読書活動の推進に関する法律　　（平成 13 年法律第 154 号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料 2】

文字・活字文化振興法　（平成 17 年法律第 91 号）

（目的）

第一条　この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条　文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2　文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3　学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条　市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3　国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4　前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条　国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条　国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条　国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条　国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

２　文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

３　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料3】

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律　（令和元年法律第 49 号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

２　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

３　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条　視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二　視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三　視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条　政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本計画等

（基本計画）

第七条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

５　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

６　前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条　地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4　前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章　基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条　国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一　点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二　視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条　国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書

籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条　国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条　国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章　協議の場等

第十八条　国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料4】

国民読書年に関する決議

◆衆議院本会議（第 169 回国会、決議第 2 号）

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年（西暦一九九九年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年（西暦二〇〇一年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年（西暦二〇〇五年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年（西暦二〇一〇年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

◆参議院本会議（平成20年6月6日）

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穣で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。
右決議する。

第三次香南市子ども読書活動推進計画

令和３年７月

香南市・香南市教育委員会

編集：生涯学習課・野市図書館

香南市野市町西野５９４

電話：０８８７－５６－３４３４

FAX：０８８７－５６－３４３５